



「今」が分かる情報をお届けしている広報誌

1月

2023

謹んで新春の祝詞を申し上げます

皆様のご健勝とご多幸をお祈り致します
本年も相変わらぬご支援の程お願い致します

2023年 元旦



2023 税制改正大綱のポイント

2023年度の与党税制改正大綱が決まりました。今回の注目点をご紹介します。

相続・生前贈与の変更点



- 教育資金贈与の優遇措置は、**3年延長** (*2026年3月まで)
- 結婚・子育て資金贈与の優遇措置は、**2年延長** (*2025年3月まで)

課税制度変更
(赤文字が変更点)

		暦年課税	相続時精算課税
贈与時	贈与者 受贈者	親族間のほか、第三者からの贈与を含む	60歳以上の親や祖父母から18歳以上の子や孫への贈与
	選択	不要 いつでも相続時精算課税制度を選択可能 相続時精算課税制度を選択後は使用できない	必要 贈与者ごと、受贈者ごとに選択 一度選択すれば、相続時まで継続適用
	控除 (非課税枠)	贈与を受ける人ごと 毎年 110万円 基礎控除	贈与する人ごと 累積 2500万円 特別控除 毎年 110万円 基礎控除新設 (*2024年1月以降の贈与より)
	税率	10%~55% 8段階の超過累進課税	一律 20%
	申告	毎年110万円まで申告不要	少額の贈与でも必要だった申告義務を 毎年 110万円まで申告不要 に変更
相続時		相続開始前7年以内 (3年以内から延長)に取得した 贈与財産は贈与時の時価で 相続財産に合算 (基礎控除額の年110万円以下も含む) ※ただし 延長された4年 間に受けた贈与については 総額で 100万円まで相続財産に加算されない (*合算期間は2027年1月以降の相続より段階的に 延長され、2031年1月に7年となる予定)	贈与財産を贈与時の時価で相続財産に合算 (基礎控除額の年110万円は、相続財産に合算されない) ※相続税額を超過して納付した贈与税は還付 制度の使い勝手が向上 次世代へ生前贈与しやすく



NISAの拡充



- 成長投資枠とつみたて投資枠の併用可能に
- 制度を**恒久化**

※()は原状	非課税 保有期間	年間 投資枠	生涯投資枠 上限
成長投資枠 (一般NISA)	無期限 (5年)	240万円 (120万円)	1200万円 (600万円)
つみたて投資枠 (つみたてNISA)	無期限 (20年)	120万円 (40万円)	1800万円 (800万円)

成長投資枠との合算

(*2024年1月より)

エコカー減税の据置



- 優遇水準を**2023年12月末まで維持**、優遇対象車種を絞込みながら2026年4月まで延長
- EV時代の税制度の枠組みを3年後までに検討

富裕層への税制強化



- 1億円の壁の是正に向け、年間**所得が30億円**を超す超富裕層を対象に**課税を強化**
(*2025年分の所得より導入予定)

インボイス制度の負担軽減



- **インボイスがないと「仕入税額控除」は原則不可**
- 免税事業者がインボイス発行事業者になった場合、**3年間は納税額を売上税額の2割に軽減**
- 年間売上高1億円以下の事業者は、**6年間は1万円未満の取引についてインボイスがなくても控除**できる

(*インボイス制度開始2023年10月より)

防衛費財源確保のための税制措置

- **法人税**... 4~4.5%を税額に上乗せ
- **所得税**... 1%を税額に上乗せ
復興特別所得税は1%引下げ
- **たばこ税**... 1本あたり3円引上げ

(*2024年以降の適切な時期に施行)

しずおかFPサービス column

新聞に「**相続税の実地調査**」に関する記事が掲載されました。

記事によれば、2022年6月までの1年間（2021事務年度）の調査で、**相続税の申告漏れが前年度に比べ24.9%増の2,230億円となった**とのこと。増加の要因を新型コロナウイルス禍の影響が弱まり調査件数が6,317件と増えたことにあるとしています。

また、静岡県を管轄とする名古屋国税局の発表でも実地調査件数は981件で150.2%増加、追徴税額も63億円で127.5%増加したと発表されています。

12月16日に政府与党から発表された税制改正大綱でも相続、贈与に関するきまりが見直しされていく見込みが強いです。**資産をしっかりと受け継いでいくには、これまで以上に対策を考えていく必要がありそうです。**

（日本経済新聞 電子版 2022年12月16日）



『相続なんでも相談会』

無料

要予約

毎月開催中！ 相続に関するご相談を、完全予約制にて毎月開催しています。

【浜松会場】2023年1月21日(土)

毎月第3土曜 浜松市中区元城町216-11
鴻池元城ビル3階

【掛川会場】2023年1月15日(日)・17日(火)

毎月第3日曜 掛川市弥生町234
毎月第3火曜 JA掛川市やよい支所内会議室

【出張会場】2023年1月16日(月)

時間 9:00~17:00

※1時間単位の予約制

場所 瑞穂会館

浜松市中区高丘西二丁目34-1



《予約電話番号》

☎ 0537-61-2102

平日9時~16時受付

税理士法人タックスサポート掛川支社内

主催

一般社団法人
しずおか民事信託推進協会

KONOIKE Co. 株式会社

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

私たちは持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています

□本社 〒430-0946 浜松市中区元城町216-11
□本店営業部 〒430-0946 浜松市中区元城町216-11
□静岡支店 〒422-8036 静岡市駿河区敷地1丁目5-15
□掛川支店 〒436-0028 掛川市亀の甲1丁目18-14
□リニューアル部 〒430-0946 浜松市中区元城町216-11

TEL:(053)455-0661(代) FAX:(053)452-1930
TEL:(053)454-3723(代) FAX:(053)454-9584
TEL:(054)269-5102(代) FAX:(054)269-5103
TEL:(0537)64-3364(代) FAX:(0537)64-3362
TEL:(053)455-1311(代) FAX:(053)455-1312